

# やまなみ学園 虐待防止の取り組み体制

(目的) 児童に適切な療育サービスと安全安心な生活環境を提供し、虐待の防止にかかる適切な対応を図る。

## 虐待防止委員会

(年1回開催を目途)

委員長 園長(虐待防止責任者)

委 員 関係機関、保護者代表等

### 協議事項

- (1)虐待防止のための計画つくりと実施
- (2)虐待防止の取組状況の点検・評価・改善
- (3)虐待(不適切な支援)発生後の対応と検証、再発防止策の検討
- (4)その他(虐待の防止、児童の権利擁護)

学園での虐待防止にかかる取組み状況のチェックとモニタリング

報告

評価・見直し

### ◎虐待事案発生時

- 学園において、虐待防止責任者・虐待防止担当者を中心にマニュアルに基づき対応
- 虐待防止委員会において、虐待事案の検証と総括

## 療育サービス適正化委員会

(各部会隔月開催を目途)

委員長 療育主幹(虐待防止担当者)

委 員 学園職員

### ○虐待・倫理・行動抑制部会

虐待防止・児童の権利擁護・身体拘束の適正化

### ○安全対策部会

事故防止(インシデントやヒヤリハットの分析・防止)

### ○入所・移行支援部会

児童の入所・地域移行に関わる支援

### ○支援力向上部会

研修・事例集の整備等

各部会を中心に、学園での虐待防止にかかる具体的な取組みを実施

### ○苦情・虐待相談窓口

### ○職員研修係

支援力向上に資する研修の積極的受講

## 虐待防止の具体的な取り組み 令和6年度評価 及び令和7年度実績・計画

部会等：療育サービス適正化委員会 虐待・倫理・行動抑制部会

## (令和6年度評価)

取組み内容	<p><b>【職員行動規範の配布・掲示・読み合わせ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員行動規範の配布、事務室掲示、職員同士の読み合わせを行う等、複数の方法を組み合わせ継続的な取り組みを実施し、意識向上を図る。</li> </ul> <p><b>【職員倫理セルフチェックの実施】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月、職員一人ひとりが自分の支援や日々の業務の振り返りを実施する。</li> <li>セルフチェックの結果を踏まえた話し合いの場を設け、気になる支援や日々の支援で悩みを感じることを職員同士で話し合い、課題を明確にし改善策を検討する。</li> </ul> <p><b>【身体拘束等行動制限の適正化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「虐待防止、身体拘束等の適正化のための指針」の整備</li> <li>身体拘束適正化検討委員会の開催（年2回・随時）</li> <li>行動制限の適正化に向けた所要の取り組み、行動制限の検証と見直しを行う。</li> <li>制限を要する行動が、障害特性の問題だけではなく、支援者も含めた環境との相互作用であるという視点を常に持ち、支援の改善に向けて取組む。</li> </ul>
評価成果課題	<p><b>【職員行動規範の配布・掲示・読み合わせ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員行動規範の携行、机上等の見やすい場所への掲示、事務室共有スペースへの掲示、会議前の読み上げ等に継続的に取り組むことができた。職員が行動規範を確認できる環境を整えたことで、組織への定着、職員の意識向上を図ることができた。</li> </ul> <p><b>【職員倫理セルフチェックの実施】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>セルフチェックの集計結果は職員に周知し、様々な改善点を早期に発見し、対応を促すことができた。</li> <li>職員の話し合いでは、セルフチェックの結果を振り返りながら、気になる支援の改善とよりよい支援に向けた話し合いを実施することができた。</li> </ul> <p><b>【身体拘束等行動制限の適正化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施した行動制限の報告と検証、支援のあり方について話し合い、適正化の検討を行った。児童のアセスメントを行い、身体拘束をせずにおこなう支援について検討したことで、行動制限の場面を減らすことができた。</li> </ul>

## (令和7年度 実績・計画)

取組み実績計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員行動規範の配布・掲示・会議前の読み合わせ</li> <li>職員倫理セルフチェックの実施（毎月）及び職員話し合い（年4回）</li> <li>身体拘束適正化検討委員会（年2回・随時）</li> <li>「虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針」の整備</li> <li>虐待防止、身体拘束適正化の研修（※職員研修係と共に）</li> </ul>		
4月	職員倫理セルフチェックの実施（毎月）	10月	身体拘束適正化検討委員会の開催
5月		11月	職員倫理セルフチェックの話し合い
6月	職員倫理セルフチェックの話し合い	12月	職員倫理セルフチェックの話し合い
7月		1月	
8月		2月	身体拘束適正化検討委員会の開催
9月		3月	職員倫理セルフチェックの話し合い

## 虐待防止の具体的な取り組み 令和6年度評価 及び令和7年度実績・計画

部会等：療育サービス適正化委員会：職員研修係

## (令和6年度評価)

取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待防止・身体拘束適正化の研修（全職員：年1回以上、新任職員：採用時）</li> <li>・支援力向上に資する研修（随時）</li> <li>・強度行動障がい支援者養成研修の受講を継続し、障がい特性を踏まえた適切な支援についての組織内の浸透を図る。（今年度は基礎研修4名 / 実践研修1名）</li> <li>・意思決定支援に関する研修（専門コース研修12月受講）</li> </ul> <p>職員一人ひとりが虐待防止や適切な支援について、研修受講を通じて理解を深める。また職場全体で虐待の予防や権利擁護の機運を高めるため内部研修を実施するほか、関連する外部研修についても積極的に受講し組織内に浸透を図る。</p>
評価成果課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待や身体拘束の現状を理解するとともに、虐待や身体拘束につながる支援上の問題点について学ぶことができた。</li> <li>・強度行動障がい等、入所児童の特性に合わせて環境調整や職員による統一した支援の重要性を再確認し、支援に活かして取り組むことができた。</li> <li>・意思決定支援や権利擁護への気運を高めることができた。</li> <li>・職員1名が、専門コース別研修（意思決定支援コース、障がい児支援コース）の講師として参画しており、内容を現場にフィードバックしている。</li> </ul>

## (令和7年度 実績・計画)

取組み実績計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待防止・身体拘束適正化の研修（全職員：年1回以上、新任職員：採用時）</li> <li>・支援力向上に資する研修（随時）</li> <li>・強度行動障がい支援者養成研修の受講を継続し、障がい特性を踏まえた適切な支援についての組織内の浸透を図る。（今年度は基礎研修5名 / 実践研修2名）</li> <li>・意思決定支援に関する研修（専門コース研修12月受講予定）</li> </ul> <p>職員一人ひとりが虐待防止や適切な支援について、研修受講を通じて理解を深める。また職場全体で虐待の予防のみならず、権利擁護や意思決定支援の機運を高めるため内部研修を実施するほか、関連する外部研修についても積極的に受講し組織内に浸透を図る。</p>		
4月	虐待防止・身体拘束適正化研修開催 (新任職員)	10月	「強度行動障がい支援者養成研修」受講 (実践研修：2名)
5月		11月	
6月	虐待防止・身体拘束適正化研修開催 (中途採用職員)	12月	「意思決定支援研修」受講予定 (専門コース研修：2名)
7月	「強度行動障がい支援者養成研修」受講 (基礎研修：5名) (7~8月)	1月	虐待防止・身体拘束適正化研修開催 (全職員)
8月	「支援スタッフ部会研修会」受講 (権利擁護、意思決定支援について：2名)	2月	
9月	「虐待防止・身体拘束について」受講 (1名)	3月	「虐待防止・身体拘束について」伝達研修実施 (全職員)

## 虐待防止の具体的な取り組み 令和6年度評価 及び令和7年度実績・計画

部会等：療育サービス適正化委員会 支援力向上部会

## (令和6年度評価)

取組み内容	<p><b>【事例集の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個別ケース毎に、よりよい支援方法や支援のポイントを整理した「事例集」を整備し情報共有する。</li> <li>「事例集」は、ユニットごとに周知すると共に職員が常に閲覧できるよう事務室に備付けている。</li> </ul>
評価成果課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度の事例…6ケース（全件ケース検討会を実施し結果を各職員へフィードバックしている）</li> <li>事例集を作成し、指導係全体で児童への支援や望ましいアプローチについて理解を深め、事故防止や本人の意思決定支援について具体的に取り組むことができた。</li> <li>事例集作成にあたってのプロセス（事例のピックアップ、ケース検討会の実施等）や回数については改善の余地がある。</li> </ul>

## (令和7年度 実績・計画)

取組み実績計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケース検討会の実施（5月～2月、月9回）            ※ケース検討会における「意思決定支援」の視点の導入</li> <li>事例集の整備（随時）            ※事務室備付けのほか、各ユニットへ配布し周知</li> </ul>		
4月		10月	
5月	ケース検討会第1回目	11月	ケース検討会第5・6回目
6月	ケース検討会第2回目	12月	ケース検討会第7回目
7月	ケース検討会第3・4回目	1月	ケース検討会第8回目
8月		2月	ケース検討会第9回目
9月		3月	

## 虐待防止の具体的な取り組み 令和6年度評価 及び令和7年度実績・計画

部会等：療育サービス適正化委員会 安全対策部会

## (令和6年度評価)

取組み内容	<p><b>【インシデント・ヒヤリハットの活用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支援を行う過程で発生した「インシデント・ヒヤリハット事例」の収集（随时）</li> <li>「インシデント・ヒヤリハット事例」の状況要因分析、改善策の検討（毎月）</li> <li>改善策の評価</li> <li>職員への周知（随时）           <ul style="list-style-type: none"> <li>事務室内ホワイトボードにインシデント・ヒヤリハット報告を掲示</li> <li>分析後の会議録をユニット内で回覧</li> </ul> </li> <li>県障がい福祉課に「インシデント・ヒヤリハット事例」を報告し、3学園で情報共有（毎月）</li> </ul>
評価成果課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務室内ホワイトボードにレポートを掲示することで、全職員が出勤した時点ですぐに目を通すことができるようになった。レポートの掲示量が多く、その都度整理する必要があった。</li> <li>改善案の検討後、ユニット内で検討を促し、再度検討するなことにより、全職員への周知が徹底した。</li> <li>正職員だけでなく、会計年度任用職員も進んで記載するようになった。</li> <li>複数名で現場を確認していた場合、多角的に情報を収集し、連名での報告記載を推奨しているが、一人の職員の視点での記載の場合もあり、周知徹底が必要。</li> </ul>

## (令和7年度 実績・計画)

取組み実績計画	<p><b>【インシデント・ヒヤリハットの活用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支援を行う過程で発生した「インシデント・ヒヤリハット事例」の収集（随时）</li> <li>「インシデント・ヒヤリハット事例」の状況要因分析、改善策の検討（毎月）</li> <li>県障がい福祉課に「インシデント・ヒヤリハット事例」を報告し、3学園で情報共有（毎月）</li> <li>改善策の評価</li> <li>職員への周知（ホワイトボード掲示、会議録ユニット回覧にて随时）</li> <li>原則事例に関わった本人が記載することを周知。複数名で現場を確認していた場合、多角的に情報を収集し、連名での報告記載をすることを再周知。</li> </ul>
---------	--

(やまなみ学園虐待防止委員会報告)

虐待防止の具体的な取り組み 令和6年度評価 及び令和7年度実績・計画

部会等：その他

(令和6年度評価)

取組み内容	<p>【苦情解決・虐待相談窓口の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・児童や保護者、職員又は園外の方からの虐待に関する相談窓口を学園に設置</li><li>・窓口責任者は園長、窓口担当者は副園長</li></ul> <p>【臨床心理士によるカウンセリング（検討）】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・心理的ケアが必要と判断される児童への専門家による個別相談を実施し、心のストレスの軽減、元気な心の回復等を図る。</li></ul>
評価成果課題	<p>【苦情解決・虐待相談窓口の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・令和6年度の相談件数は0件</li><li>・虐待防止委員会での意見（投書箱が設置されていることを知らなかった。改めて周知が必要）を受け、学園だよりに苦情・虐待防止窓口について掲載し、保護者、関係機関へ広く周知を図ったほか、学園HPにも苦情・虐待防止窓口について掲載した。</li></ul> <p>【臨床心理士によるカウンセリング（検討）】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・実施手法検討のため、先行実施している最上学園での取り組み状況や課題等の情報収集を行った。</li><li>・重度・最重度の児童が多く、実施できる児童が限られてくることから、専門家による個別面談に限らず、広く児童の声を聴く取組み、児童の発信の場づくりについて、引き続き検討が必要</li></ul>

(令和7年度 実績・計画)

取組み実績計画	<p>【苦情解決・虐待相談窓口の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・児童や保護者、職員又は園外の方からの虐待に関する相談窓口を学園に設置</li><li>・窓口責任者は園長、窓口担当者は副園長</li><li>・学園だより等による相談窓口の周知</li></ul> <p>【臨床心理士によるカウンセリング（検討）】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・実施手法の検討・実施</li></ul> <p>【虐待防止のためのカメラ設置】</p>		
4月	苦情解決・虐待相談窓口の設置（常設） 相談窓口の周知（学園HP）	10月	
5月		11月	
6月		12月	
7月		1月	
8月	相談窓口の周知（学園だより）	2月	相談窓口の周知（学園だより）
9月		3月	